

事務連絡
令和2年4月2日

都道府県・政令市土壤環境保全担当部（局） 御中

環境省水・大気環境局土壤環境課

土壤環境基準等の改正について

令和2年1月に中央環境審議会土壤農薬部会（第37回）において、「土壤の汚染に係る環境基準及び土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しその他法の運用に関し必要な事項について（第4次答申）」が取りまとめられ、令和2年1月27日付けで中央環境審議会会長から環境大臣へ答申がなされました。

これを踏まえ、次の土壤汚染対策関係法令について、下記のとおり改正しましたので、お知らせいたします。詳細については、末尾記載の報道発表資料等を御覧ください。

なお、今回の改正に伴う土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）の運用に当たっての留意事項については、後日別途通知します。

（今回改正した法令）

- ・土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年8月環境庁告示第46号）
- ・土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）
- ・地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定める件（平成15年3月環境省告示第17号）
- ・土壤溶出量調査に係る測定方法を定める件（平成15年3月環境省告示第18号）

記

第一 改正内容

1 土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年8月環境庁告示第46号）関係

これまでカドミウム及びトリクロロエチレンについて土壤環境基準が定められてきたところですが、第4次答申の内容を踏まえ、以下のとおり見直しました。

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液1Lにつき <u>0.003 mg</u> 以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき 0.4 mg以下であること。*	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、 <u>日本産業規格 K0102 の 55.2、55.3 又は 55.4</u> に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
トリクロロエチレン	検液1Lにつき <u>0.01 mg</u> 以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法

* カドミウムに係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壤が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中の濃度が地下水1Lにつき 0.003 mgを超えていない場合には、検液1Lにつき 0.009 mgとする。

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）関係

(1) 法に基づく基準の見直し

これまでカドミウム及びその化合物並びにトリクロロエチレンについて土壤汚染対策法（以下「法」という。）に基づく基準が定められてきたところですが、第 4 次答申の内容を踏まえ、以下のとおり見直しました。

カドミウム及びその化合物に係る基準

基準の名称		基準
汚染状態に関する基準	土壌溶出量基準	検液 1 L につきカドミウム <u>0.003mg 以下</u> であること。
	土壌含有量基準	土壌 1 kg につきカドミウム <u>45mg 以下</u> であること。
地下水基準		1 L につきカドミウム <u>0.003mg 以下</u> であること。
第二溶出量基準		検液 1 L につきカドミウム <u>0.09mg 以下</u> であること。

トリクロロエチレンに係る基準

基準の名称		基準
汚染状態に関する基準	土壌溶出量基準	検液 1 L につき <u>0.01mg 以下</u> であること。
	土壌含有量基準	—
地下水基準		1 L につき <u>0.01mg 以下</u> であること。
第二溶出量基準		検液 1 L につき <u>0.1mg 以下</u> であること。

(2) その他所要の改正

前回改正時の改正漏れの措置（形式的なミスの修正）等を行いました。

なお、改正前後で実質的な規定内容は変わりませんので、特に制度の運用等を変更する必要はありません。

(3) 経過措置

- ① (1) に係る規定の施行前に法第 3 条第 1 項の有害物質使用特定施設の廃止をした者（同項ただし書の確認を受けている場合であって、(1) に係る規定の施行後に法第 3 条第 6 項の規定により当該確認を取り消され、又は、同条第 8 項の規定による命令を受けた者を除く。）、第 4 条第 2 項の届出をした者、第 4 条第 3 項若しくは第 5 条第 1 項の命令を受けた者又は第 14 条第 1 項の申請をした者に係る改正前の土壤汚染対策法施行規則第 7 条第 1 項の地下水基準、第 9 条第 1 項第 2 号の第二溶出量基準、第 31 条第 1 項の土壌溶出量基準及び第 31 条第 2 項の土壌含有量基準の適用については、なお従前の例によることとしました。
- ② (1) に係る規定の施行前に法第 7 条第 1 項の規定による指示を受けた者に係る汚染の除去等の措置については、なお従前の例によることとしました。

- ③ (1)に係る規定の施行前に土壌汚染対策法施行規則第 60 条第 1 項の規定により法第 16 条第 1 項の認定の申請をした者に係る土壌の調査については、なお従前の例によることとしました。

3 地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定める件（平成 15 年 3 月環境省告示第 17 号）関係

(1) カドミウム及びその化合物の測定方法の見直し

別表の、カドミウム及びその化合物の測定方法について、第 4 次答申の内容を踏まえ、以下のとおり見直しました。

特定有害物質の種類	測定方法
カドミウム及びその化合物	日本産業規格 K0102 の <u>55.2、55.3 又は 55.4</u> に定める方法

(2) その他所要の改正

その他用語の整理のための改正を行いました。

4 土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件（平成 15 年 3 月環境省告示第 18 号）関係

(1) カドミウム及びその化合物の測定方法の見直し

別表の、カドミウム及びその化合物の測定方法について、第 4 次答申の内容を踏まえ、以下のとおり見直しました。

特定有害物質の種類	測定方法
カドミウム及びその化合物	日本産業規格 K0102 の <u>55.2、55.3 又は 55.4</u> に定める方法

(2) その他所要の改正

その他用語の整理のための改正を行いました。

第二 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日から施行します。ただし、第一 2 (2) に係る部分については、公布の日（令和 2 年 4 月 2 日）から施行します。

(参考)

- 土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直し等について（第 4 次答申）：<http://www.env.go.jp/press/107650.html>
- 土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件等の公布及び意見募集（パブリックコメント）の結果について：<http://www.env.go.jp/press/107951.html>

【連絡先】

環境省水・大気環境局土壌環境課
 担当：後藤・大澤
 電話：03-5521-8338（内線 6592）
 FAX：03-3501-2717
 E-mail：mizu-dojo@env.go.jp